明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（**総務**一〇）　二
○電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令（**同**一一）　四
○工事担任者規則の一部を改正する省令（**同**一二）　七
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二一）　一〇
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**同**二二）　一二
○核燃料物質の加工の事業に関する規則及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部を改正する省令（**経済産業**三）　三
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する省令（**同**四）　一三

〔告　示〕

○工事担任者の養成課程の実施要目を定める件の一部を改正する件（**総務**四七）　三
○工事担任者の養成課程の終了の際行う試験の実施の方法を定める件の一部を改正する件（**同**四八）　四
○電気通信主任技術者選任の範囲を定める件（**同**四九）　一三
○管理規程の細目を定める件の一部を改正する件（**同**五〇）　一四
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（**財務**六六）　一五
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**同**六七～六九）　一七
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（**文部科学**三〇）　一七
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程について その名称を変更した件（**同**三一）　一九
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（**同**三二）　一九
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（**同**三三）　二〇
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（**同**三四）　二〇
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（**同**三五）　二四
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（**同**三六）　二四
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（**同**三七）　二五
○学校教育法第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示（**同**三八）　二六
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する件（**同**三九）　二六
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する件（**同**四〇）　二七
○健康保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可した件（**厚生労働**六一）　二七
○日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額の一部を改正する件（**同**六二）　二八
○化粧品基準の一部を改正する件（**同**六三）　二八
○介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十二年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件（**同**六四）　二九
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件（**経済産業**三六、三七）　二九
○道路に関する件（**東北地方整備局**一五、一六）　二九
○道路に関する件（**関東地方整備局**四四～四七）　三〇
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一三～一六）　三〇
○道路に関する件（**中部地方整備局**二〇）　三一
○道路に関する件（**近畿地方整備局**二九）　三一
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**同**三〇）　三一
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**同**三一）　三一
○道路に関する件（**中国地方整備局**二九、三〇）　三二
○道路に関する件（**四国地方整備局**一五、一六）　三二
○都市計画に関する件（**同**一七、一八）　三三
○道路に関する件（**九州地方整備局**一五～一七）　三三
○道路に関する件（**北海道開発局**二四、二五）　三四

〔官庁報告〕

官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　三五
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　三五
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　三五
北海道開発局公示（北海道開発局）　三五

〔公　告〕

官庁
諸事項
捜査特別報奨金、押収物還付、特恵関税、基本測量関係事項関係　三六

（以下次のページへ続く）